

# 第6回八幡市農業委員会議事録

令和6年1月9日（火） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和6年1月9日開催の第6回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員 （畑中 邦夫） \_\_\_\_\_

署名委員 （関東 豊則） \_\_\_\_\_

## 案 件

議案第 20 号 農地法第 3 条許可申請審議の件  
議案第 21 号 農地法第 4 条許可申請審議の件  
議案第 22 号 農地法第 5 条許可申請審議の件  
議案第 23 号 地目変更申請願承認の件

### 出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮
金谷 泰宏	辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文
西川 茂男	猪飼 美和子		

欠 席  
な し

### 出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

欠 席  
な し

### 事務局

西岡 賢治	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長  
(長村会長)

ただ今から、第6回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の農業委員の出席は、全員出席ですので、本総会は成立しております。  
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。  
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号1番 畑中邦夫 委員と議席番号2番 関東豊則 委員をお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第20号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNo.1について議題といたします。 本案件については、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 戸津中垣内 地目は田、面積1,313 m <sup>2</sup> 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま すので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件について農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、12月25日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第20号 農地法第3条許可申 請審議の件」のうちNo.1につきましては、許可することといたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
議 長	つづきまして、「議案第20号 農地法第3条許可申請審議の件」のう ち残りのNo.2からNo.4について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>No.2 申請物件の所在 美濃山狐谷 地目は畑、面積 1,993 m<sup>2</sup></p> <p>No.3 申請物件の所在 内里安居芝 地目は田、面積 505 m<sup>2</sup></p> <p>No.4 申請物件の所在 内里奉行路 地目は田、面積 1,145 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人、譲受人、賃貸人、賃借人はそれぞれ議案書のとおりです。</p> <p>(法説明)</p> <p>No.2、No.3の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>No.4の賃借人につきましては、労働力、農機具確保予定の状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>No.2からNo.4の案件についても、12月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第20号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNo.2からNo.4につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第21号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>申請物件の所在 上津屋浜垣内 地目は田、面積 110 m<sup>2</sup> 外1筆</p> <p>転用目的 住宅敷地</p> <p>申請人は議案書のとおりです。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>

農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、1月5日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第21号 農地法第4条許可申請審議の件」は、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第22号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 申請物件の所在 岩田西玉造 地目は田、面積 39 m <sup>2</sup> のうち 38.85 m <sup>2</sup> 外3筆 転用目的 工事仮設敷地 (一時転用) 賃貸人、賃借人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件につきましては、鉄塔基礎撤去のための一時転用で、転用期間は許可日から3カ月です。農地法第5条第2項ただし書き、農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用の後、その土地が耕作の目的に供されることが確実に認められることから、許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、1月5日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第22号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第23号 地目変更申請願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読)  願出物件の所在 内里古宮 地目は田、面積 1,331 m<sup>2</sup>のうち  1,169.56 m<sup>2</sup> 外3筆  願出人は議案書のとおりです。  (説 明)  本件につきましては、野菜を生産するため、盛土を行われるものであり、申請については問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、12月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。  他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第23号 地目変更申請願承認の件」は、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報告)  「農地法第5条届出書について」  農地法第5条届出書は、資材置場の転用目的で、11月17日に届出があり、11月28日に受理通知を行いました。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。  無いようでございますので、これをもちまして、第6回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。</p>